

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」新旧対照表

別紙	新	旧
	医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
第1～5	(略)	第1～5 (略)
第6 五類感染症		第6 五類感染症
1～7	(略)	1～7 (略)
	8 後天性免疫不全症候群 (1)～(3) (略) (4) 届出に必要な要件 (サーベイランスのためのHIV感染症／AIDS診断基準 (厚生労働省エイズ動向委員会、2007) 抜粋) ア AIDSの診断 イ AIDSの診断 アの基準を満たし、下記の指標疾患 (Indicator Disease) の1つ以上が明らかに認められる場合にAIDSと診断する。ただし、(ア)の基準を満たし、下記の指標疾患以外の何れかの症状を認める場合には、その他とする。	8 後天性免疫不全症候群 (1)～(3) (略) (4) 届出に必要な要件 (サーベイランスのためのHIV感染症／AIDS診断基準 (厚生労働省エイズ動向委員会、2007) 抜粋) ア AIDSの診断 イ AIDSの診断 アの基準を満たし、下記の指標疾患 (Indicator Disease) の1つ以上が明らかに認められる場合にAIDSと診断する。ただし、(ア)の基準を満たし、下記の指標疾患以外の何れかの症状を認める場合には、その他とする。
	指標疾患 (Indicator Disease) A.～D. (略) E. 脳腫 1.6. カボジ肉腫 1.7. 原発性脳リンパ腫 1.8. 非ホジキンリンパ腫 1.9. 浸潤性子宮頸癌 F. (略) (※) C11活動性結核のうち肺結核及びE19浸潤性子宮頸癌については、HIVによる免疫不全を示唆する所見がみられる者に限る。	指標疾患 (Indicator Disease) A.～D. (略) E. 脳腫 1.6. カボジ肉腫 1.7. 原発性脳リンパ腫 1.8. 非ホジキンリンパ腫 1.9. 浸潤性子宮頸癌 (※) F. (略) (※) C11活動性結核のうち肺結核及びE19浸潤性子宮頸癌については、HIVによる免疫不全を示唆する所見がみられる者に限る。
	9～10 (略)	9～10 (略)

1.1 侵襲性髄膜炎菌感染症
(1) ~ (2) (略)
(3) 届出基準
ア 患者 (確定例)

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から侵襲性髄膜炎菌感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法による届出を直ちに行わなければならない。特に、患者が学生寮などで共同生活を行っている場合には、早期の対応が望まれる。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、侵襲性髄膜炎菌感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、侵襲性髄膜炎菌感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、侵襲性髄膜炎菌感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、侵襲性髄膜炎菌感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	髄液、血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	髄液、血液

1.2~2.0 (略)

2.1 麻疹
(1) ~ (2) (略)
(3) 届出基準
ア 患者 (確定例)

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から麻疹が疑われ、かつ、(4) の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	髄液、血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	髄液、血液

1.2~2.0 (略)

2.1 麻疹
(1) ~ (2) (略)
(3) 届出基準
ア 患者 (確定例)

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から麻疹が疑われ、かつ、(4) の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

イ 感染症死亡者の死体

ら麻痺が疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならぬ。

(4) (略)

第7 (略)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から麻痺が疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

(4) (略)

第7 (略)

新	日
別記様式1～4 (略)	別記様式1～4 (略)
別記様式5－1～5－7 (略)	別記様式5－1～5－7 (略)

別記様式5-8 後天性免疫不全症候群発生届 (HIV感染者を含む)

別記様式5-8

別記様式5-10

別記様式5-8 後天性免疫不全症候群発生届 (HIV感染者を含む)

先天性免疫不全症候群発生届 (HIV感染者を含む)

発注医療機関 (医療所設置者長・特別区長) 様

発注医のアドバイスや検査の結果に対する質問に関するお問い合わせについて請ねる場合は、以下のとおり窓口が異なる場合があります。

担当課名: 年月日

担当課名: 年月日

担当課名: 年月日

担当課名:

担当課名: 年月日

先天性免疫不全症候群発生届 (HIV感染者を含む)

発注医療機関 (医療所設置者長・特別区長) 様

発注医のアドバイスや検査の結果に対する質問に関するお問い合わせについて請ねる場合は、以下のとおり窓口が異なる場合があります。

担当課名: 年月日

先天性免疫不全症候群発生届 (HIV感染者を含む)

発注医療機関 (医療所設置者長・特別区長) 様

発注医のアドバイスや検査の結果に対する質問に関するお問い合わせについて請ねる場合は、以下のとおり窓口が異なる場合があります。

担当課名: 年月日

先天性免疫不全症候群発生届 (HIV感染者を含む)

発注医療機関 (医療所設置者長・特別区長) 様

発注医のアドバイスや検査の結果に対する質問に関するお問い合わせについて請ねる場合は、以下のとおり窓口が異なる場合があります。

担当課名: 年月日

11. 感染経路・感染原因・感染部位		12. 感染経路・感染原因・感染部位	
1) カンジグサ (1例、重複、気管支、肺)	2) カラクリコロガズ (1例、重複)	1) 感染経路未記載 (日本国外) 2) 感染経路未記載 (日本国外) 3) 感染経路未記載 (日本国外) 4) 感染経路未記載 (日本国外)	1) 日本国外 (重複) 2) 不明 3) 不明
3) ヒストリオチセス (1例、重複)	4) ニューセシジニアス (1例、重複)	4) 感染経路未記載 (日本国外) 5) 感染経路未記載 (日本国外) 6) 感染経路未記載 (日本国外) 7) 感染経路未記載 (日本国外)	1) 日本国外 2) 不明 3) 不明
8) ヒト	9) ヒト	8) 感染経路未記載 (日本国外) 9) 感染経路未記載 (日本国外)	8) 感染経路未記載 (日本国外) 9) 感染経路未記載 (日本国外)
10) 動物	11) 動物	10) 感染経路未記載 (日本国外) 11) 感染経路未記載 (日本国外)	10) 感染経路未記載 (日本国外) 11) 感染経路未記載 (日本国外)
12) その他	13) その他	12) 感染経路未記載 (日本国外) 13) サイドメガロマイルス (日本国外)	12) 感染経路未記載 (日本国外) 13) サイドメガロマイルス (日本国外)
14) 飲食	15) 飲食	14) 飲食 (日本国外) 15) 飲食 (日本国外)	14) 飲食 (日本国外) 15) 飲食 (日本国外)
16) 介護	17) 介護	16) 介護 (日本国外)	16) 介護 (日本国外)
18) 接触	19) 接触	18) 接触 (日本国外)	18) 接触 (日本国外)
20) 産業	21) 産業	20) 産業 (日本国外)	21) 産業 (日本国外)
22) その他	23) その他	22) H1N1型 (日本国外) 23) H1N1型 (日本国外)	22) H1N1型 (日本国外) 23) H1N1型 (日本国外)
24) O	25) O		

(11) 2、4から9、12、13歳未満の子供等〇で鑑賞。△、△から11歳未満。年齢区分入ること。鑑賞に年齢区分した場合のみ購入すること。)

(1)、(2)、(4)から(3)、(12)、(13)断つ出せる語序をOで囲み、(3)、(7)から(11)は年齢・年月日を記入すること。未達

別記様式5-21 麻しん

（略）

(1) 市長は、次官を任命した場合の手配入ること。
(2) 市長は、次官(副官)を任命した場合の手配入すること。
(3) 市長は、次官(副官)を任命した場合の手配入すること。

別記様式6-1～別記様式6-7 (略)

別記様式5-21 麻しん

海山先生集

別記様式7-1～7-7(略)